

「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」料金表

令和3年4月改定分

対象事業所 天理市：あすならホーム（二階堂・天理・櫛本・柳本・山の辺）
 橿原市：あすならホーム畝傍
 桜井市：あすならホーム桜井

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は **10.17円**

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1（月額料金）	3,438単位	34,964円	3,497円	6,993円	10,490円
要支援2（月額料金）	6,948単位	70,661円	7,067円	14,133円	21,199円
要介護1（月額料金）	10,423単位	106,001円	10,601円	21,201円	31,801円
要介護2（月額料金）	15,318単位	155,784円	15,579円	31,157円	46,736円
要介護3（月額料金）	22,283単位	226,618円	22,662円	45,324円	67,986円
要介護4（月額料金）	24,593単位	250,110円	25,011円	50,022円	75,033円
要介護5（月額料金）	27,117単位	275,779円	27,578円	55,156円	82,734円
要支援1（日割り料金）	113単位	1,149円	115円	230円	345円
要支援2（日割り料金）	229単位	2,328円	233円	466円	699円
要介護1（日割り料金）	343単位	3,488円	349円	698円	1,047円
要介護2（日割り料金）	504単位	5,125円	513円	1,025円	1,538円
要介護3（日割り料金）	733単位	7,454円	746円	1,491円	2,237円
要介護4（日割り料金）	809単位	8,227円	823円	1,646円	2,469円
要介護5（日割り料金）	892単位	9,071円	908円	1,815円	2,722円

※小規模多機能型居宅介護の基本利用料は、通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日につき	30単位	305円	31円	61円	92円
認知症加算Ⅰ/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
認知症加算Ⅱ/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円	1,526円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
若年性認知症受入加算/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
看護職員配置加算Ⅰ/1月につき	900単位	9,153円	916円	1,831円	2,746円
看護職員配置加算Ⅱ/1月につき	700単位	7,119円	712円	1,424円	2,136円
看護職員配置加算Ⅲ/1月につき	480単位	4,881円	489円	977円	1,465円
看取り連携体制加算/1日につき	64単位	650円	65円	130円	195円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき	100単位	1,017円	102円	204円	306円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
口腔・栄養スクリーニング加算/1回につき	20単位	203円	21円	41円	61円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	406円	41円	82円	122円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/1月につき	750単位	7,627円	763円	1,526円	2,289円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/1月につき	640単位	6,508円	651円	1,302円	1,953円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/1月につき	350単位	3,559円	356円	712円	1,068円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.5%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に11.7%(10.2%+1.5%)を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に11.4%(10.2%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。

※2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。